

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「人を育て 人を活かす」を原点に人権尊重と思いやりのある人間関係づくりを推進しております。当社独自の固有の技術の創造と定着を図り、社会に貢献できる新しい企業価値を創出することを目標に、法令の遵守と正確な情報開示を行い、経営の透明性を確保し、企業価値の継続的な向上を実現するためにコーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、コンプライアンス重視の経営を行います。また、株主の権利を尊重し、社会から信頼される企業を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 株主総会における権利行使】

当社は、現在のところ、招集通知の英訳公表は行っておりませんが、今後、株主構成や費用対効果等を勘案して、全ての株主が適切・平等に議決権を行使できる環境の整備を検討してまいります。

【補充原則3 - 1 情報開示の充実】

当社は、現在のところ、英語での情報の開示・提供は行っておりませんが、今後、海外投資家の比率に応じて、英語での情報の開示・提供を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社は、中長期的な企業価値の向上や取引先との関係強化等を目的として、上場株式を政策保有する場合があります。取締役会において、その必要性や合理性とリスクを十分に検証して決定しております。

また、政策保有株式に係る議決権の行使について、当社及び発行会社の企業価値向上の観点から、議案に対する賛否を判断してまいります。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者取引を原則行いませんが、実施する場合には、関連当事者取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、法令及び「取締役会規程」、「関連当事者取引管理規程」に基づき、監査役の了解のうえ、取締役会の承認を得ることとしております。また、取引状況について、毎年定期的に調査するとともに、毎事業年度最初に開催する取締役会において、報告を行い、承認を受けることとしております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

()経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、「人を育て 人を活かす」の創業理念の下、経営理念を策定しており、当社ホームページ等に掲載しております。また、中期経営計画については、今後、投資家向け説明会での説明や当社ホームページでの掲載を検討してまいります。

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書 1. 基本的な考え方に掲載のとおりです。

()取締役が経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、基本報酬と前期業績を基にした業績連動報酬とで構成されております。その額については、株主総会が決定した報酬総額の限度内で、独立社外取締役が出席する取締役会において、その適切な関与と助言を得たうえで、決定しております。

()取締役が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の指名は、事業内容・規模・経営環境等を考慮の上、経営理念や経営戦略を踏まえて、取締役会の機能の発揮に貢献できる知識・経験と資質を有する人材を、独立社外取締役が出席する取締役会において、その適切な関与と助言を得たうえで、候補者として選任しております。また、監査役候補者の指名は、監査役監査基準に規定されている選定基準に基づき、監査役会が同意をした人材を候補者として選任しております。

()取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役候補の個々の選任・指名については「株主総会招集通知」において略歴及び選任理由を記載しております。

【補充原則4 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、法令、定款その他当社の規程類に定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っており、他の事項に関しては、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、業務執行に関する権限を社長、会長、本部長及び部門長に委任しております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在、社外取締役を2名選任しており、両名を独立社外取締役として東京証券取引所へ届出しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任にあたって、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所の定める独立性基準を充たすとともに、当社独自の独立性判断基準を策定しております。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、事業領域・規模に応じた適切な意思決定を行うために、取締役会メンバーの多様性及び適正人数を保つこととしております。取締役の選任については、事業内容・規模・経営環境等を考慮の上、経営理念や経営戦略を踏まえて、取締役会の機能の発揮に貢献できる知識・経験と資質を有する人材を選任しております。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間と労力を確保できる方を候補者として選任しております。取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるとし、当社の取締役・監査役の重要な兼任状況については「有価証券報告書」や「株主総会招集通知」に記載しております。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の実効性評価については、1. 取締役会の構成、2. 取締役会の運営方法、3. 取締役会の議題・議事進行、4. 取締役会を支える体制、5. 前回との比較、6. 総合評価の観点から、社外取締役2名を含む全取締役に対して記名式のアンケートを実施致しました。結果については、社外取締役2名を交え、取締役会事務局において集計・分析を行い、その内容について取締役会で検討・とりまとめを行ってまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】

当社の取締役・監査役は、その役割・責務を果たすために、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス等、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるものとし、当社はそのためのトレーニングの機会の提供や費用の支援を行ってまいります。また、社外取締役や社外監査役が就任する際は、当社の事業、事業環境、財務状況、組織等の情報を取得する機会を提供してまいります。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主との間の建設的な対話に努め、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべく、取締役会において、「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」を策定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社CWホールディングス	1,728,000	20.84
清水興産株式会社	1,638,000	19.76
清水 唯雄	897,100	10.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	438,800	5.29
清水 智華子	400,000	4.82
NOMURA PB NOMINEES LIMITED	297,400	3.59
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	293,486	3.54
THE BANK OF NEW YORK MELON LIMITED 131800	232,800	2.81
清水 智湖	144,000	1.74
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	143,700	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無 清水 唯雄

親会社の有無 なし

補足説明 更新

・大株主の状況は2018年3月31日現在の状況です。
 ・2018年4月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社が2018年4月13日現在で次のとおり、当社の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月31日現在における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりです。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

ブラックロック・ジャパン株式会社(64,500株、0.82%)
 ブラックロック(ルクセンブルク)エス・エー(BlackRock(Luxembourg) S.A.)(319,800株、4.05%)
 ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド(BlackRock Investment Management(UK)Limited)(35,000株、0.44%)
 <合計419,300株、5.31%>

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引は原則行わない方針ですが、やむを得ず取引を行う場合は、取引の合理性及び取引条件の妥当性について「取締役会規程」及び「関連当事者取引管理規程」に則り、取締役会で審議の上、決定いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
堀澤 茂	弁護士													
門澤 慎	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀澤 茂		-	堀澤茂氏は、かんない総合法律事務所の代表であります。弁護士としての見識と経験が豊富であり、平成28年6月に当社社外取締役に就任しております。主に弁護士としての専門的見地から発言をし、経営全般の監督機能を果たしております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任しております。

門澤 慎	-	門澤慎氏は、門澤公認会計士事務所の代表であります。公認会計士としての見識と経験が豊富であり、平成29年6月に当社社外取締役就任しております。その専門的な知識・経験に基づき客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任しております。
------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査室は、綿密な連携を保つため、定期的に三様会議を開催し積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

また、監査役は、取締役会等の重要会議への出席や取締役会議事録や稟議書等の重要な文書を読み、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況の把握に努めるとともに内部監査室長から年度監査計画や監査結果が監査役に報告される他、情報共有を図るため適宜、打合せを行っております。また、必要に応じて内部監査の実地監査にも同行しております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石田 章	他の会社の出身者													
長谷川 隆太	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

石田 章	石田章氏は、過去において(株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)の業務執行者でありましたが、同社を退職して15年が経過しております。当社は、同社と取引関係があります。	石田章氏は、金融機関及び他社における監査役の経験と見識が豊富であり、平成28年6月に社外監査役に就任しております。その経験・知識に基づき客観的かつ中立的な見地から、監査機能を果たしております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任しております。
長谷川 隆太	-	長谷川隆太氏は、金融機関及び他社における経験と見識が豊富であり、平成29年6月に社外監査役に就任しております。その経験・知識に基づき客観的かつ中立的な見地から、監査機能を果たしております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明	当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及びグループ各社の取締役に新株予約権を付与しております。
--------------	---

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明	当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役、監査役、従業員及びグループ各社の取締役、従業員に新株予約権を付与しております。
--------------	---

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明	報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。
--------------	--

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

当社の役員報酬等については、株主総会が決定した報酬総額の限度内で、「役員報酬規程」に基づき取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役へのサポートは総務部にて行っております。取締役会付議事項及び資料等を総務部より事前に配布し、検討する時間を確保するとともに、必要に応じて総務部が事前に説明を行っております。また、監査役監査につきましては、内部監査室がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役会

当社の取締役会は、6名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則毎月1回開催する定例取締役会に加え、重要な議案が生じた時に必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催できる体制を整えております。会社の経営上の重要な事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について検討し、法令で定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議しております。

また、取締役会には、監査役全員が出席して、常に意思決定の監査が行われる状況が整備されております。

b. 監査役及び監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)により構成されております。監査方針及び監査計画については監査役会にて協議決定しております。

監査役は取締役及び使用人等と意思疎通を図り情報の収集に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からもその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しております。

監査役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を随時開催しております。

また、監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c. 経営委員会

取締役及び執行役員で構成しており、月1回開催しております。経営数値の把握・取締役会等の上位会議体による決定事項の伝達等、経営状況の報告を行っております。また、部門をまたがる全体徹底事項の伝達を行う機関としても機能しております。

d. グループ会議

当社取締役、監査役、経営企画部長及び関係会社代表者で構成しており、月1回開催しております。営業状況及び業績結果の報告を受け、計画との差異要因についての確認をしております。また、経営課題等の重要事項についても経過報告及び施策指導等を行っております。

e. グループ統制委員会

当社取締役、監査役、各部門長、子会社の取締役及び社員で構成しており、グループ全体のリスク管理及びコンプライアンス、その他統制環境等に関する報告・討議を行っております。グループ統制委員会に属するコンプライアンス・リスク部会は、グループにおけるコンプライアンス遵守状況の確認とリスク評価・対策を推進し、情報開示部会は情報開示に関する方針の検討及び適時開示体制整備、適時開示案件の共有を行っております。また、内部統制部会は、内部統制に必要な体制を整備し、その適切な運用・チェックを推進しております。委員会は四半期に1回開催しておりますが、必要に応じ随時に開催します。

f. 内部監査及び監査役監査

内部監査は、代表取締役社長直轄である内部監査室が担当し、内部監査室長1名のほか担当者2名を配置しており、年度計画に基づき本社、営業拠点並びに関係会社の全部門を対象に監査を実施し監査結果は書面で代表取締役社長に報告を行っております。また、被監査部門に対しては監査結果に基づく改善指示を行い、改善状況を遅滞なく報告させて確認を行っております。また、必要に応じてフォローアップ監査及び特別監査を実施しております。

監査役監査については、年度ごとに作成する監査役監査計画に基づき、取締役の業務執行の適法性及び妥当性、内部統制制度の整備・運用状況等を重点項目として実施しております。

また、監査役は内部監査室並びに会計監査人と必要に応じ随時情報交換を行い、相互の連携を高めております。

g. 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。当社は同監査法人から定期的な財務諸表等に関する監査をはじめ、監査目的上必要と認められる範囲内で内部統制及び経理体制等会計記録に関連する制度、手続の整備・運用状況の調査を受け、また、その結果について報告を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監視する内部監査担当を設置しております。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと判断し、この体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案の検討を十分に行えるよう、定款の定めに関わらず、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が参加できるよう、株主総会開催日の設定に関しては集中日を避けるように留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成しており、今後当社ホームページ等での公表を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに半期毎の決算説明会を開催し、社長またはIR担当取締役が説明を行ってまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社ホームページのIRサイトに掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR管理部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「企業行動憲章」及び「社員行動規範」を定め、各ステークホルダーの立場の尊重について定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「環境方針」、「企業行動憲章」及び「社員行動規範」を基本に、ステークホルダーと役職員一人ひとりが信頼関係を深めていくことが企業発展の重要課題と認識し、様々なCSR活動に取り組んでおります。 また、ISO14001:2015の認証取得をはじめとする環境マネジメントシステムを継続的に改善し、省エネルギー、3R(Reduce, Reuse, Recycle)等に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ディスクロージャーポリシーを公表し株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示を行う方針としております。また、法令に基づく開示以外にも株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報についても、当社ホームページを通じて積極的な情報開示に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成29年3月17日の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行っております。その内容は以下のとおりです。

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスはもとより高い倫理観を持って健全で誠実な事業活動を行うため、「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定めるとともに、取締役は率先してこれを実践し、社内イントラシステムに掲載する等して使用人への周知徹底を図っている。
- (2) 当社は、法令や企業倫理、社内規程等の、当社グループ全体での遵守徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とした「グループ統制委員会」を設置し、健全で誠実な事業活動を推進する。
- (3) 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会に報告するものとする。
- (4) 当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、取締役及び使用人に周知徹底して、これらの勢力との関係を排除する。
- (5) 当社は、会社財産の保全ならびに経営効率の向上を図るため、「内部監査規程」を定め、独立性を持った内部監査部門を設置し、当社グループの業務全般に対し、法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書について、「文書管理規程」を定め、管理責任を明確にしたうえで、適正に保存・管理する。また、必要に応じ、閲覧できる体制を維持する。
- (2) 当社は、機密に係る情報について、「情報管理規程」を定め、セキュリティの確保を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、事業目的に影響を与えるリスク(以下リスクという)について、「リスク管理規程」を定めるとともに、リスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、当社グループ各社が参加する「グループ統制委員会」(以下「委員会」という)を設置する。委員会は、原則として四半期に1回開催し、その他必要に応じて随時開催するものとする。
- (2) 委員会は、「リスク管理規程」に基づいて、具体的なリスクの特定・分析・評価を行い、その対応方針を定める。また、リスク管理状況を監視し、緊急対応の必要がある場合は、緊急の委員会を開催して必要な対応を行う。
- (3) 委員会は、リスクに関する事項を定期的に取締役会に報告する。
- (4) 当社グループの各部門長は、担当部門領域におけるリスク管理の責任を負い、リスクに関し報告が必要な緊急事態が発生した場合は、速やかに委員会事務局へ報告しなければならない。また、担当部門領域において明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に盛り込む等、適切な管理を行わなければならない。
- (5) 当社グループの各部門長は、複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処しなければならない。
- (6) 当社グループは、事業目的に影響を与えるリスク等が顕在化した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程等に定め、危機発生時の報告体制や迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持及び向上を図る。
- (7) 当社グループは、事業継続計画を策定し、災害発生後の事業継続を迅速に進められる体制の整備に努める。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループは、「取締役会規程」を定め、取締役会の運営や付議事項等を明確にする。
- (2) 取締役会は、取締役及び使用人の業務遂行の円滑かつ能率的な運営を図るため、「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、各部門の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスはもとより高い倫理観を持って健全で誠実な事業活動を行うため、「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定めるとともに、取締役は率先してこれを実践し、社内イントラシステムに掲載する等して使用人への周知徹底を図っている。
- (2) 当社は、法令や企業倫理、社内規程等の、当社グループ全体での遵守徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とした「グループ統制委員会」を設置し、健全で誠実な事業活動を推進する。
- (3) 当社グループは、「公益通報者保護規程」を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- (4) 当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、取締役及び使用人に周知徹底して、これらの勢力との関係を排除する。
- (5) 当社は、会社財産の保全ならびに経営効率の向上を図るため、「内部監査規程」を定め、独立性を持った内部監査部門を設置し、当社グループの業務全般に対し、法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの公正な事業活動を推進するため、当社グループ共通の「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定め、当社グループ各社は、取締役及び使用人に周知徹底を図るものとする。
- (2) 当社は、当社グループの経営強化を図るため、「関係会社管理規程」を定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社への報告を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。
- (3) 当社の内部監査部門は、当社グループ各社に対し、定期的に、また、必要に応じて監査を実施する。また、内部監査部門は、監査役及び会計監査人と連携し、監査を通じて、当社グループの業務の適正の確保に努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、直ちに選任を行う。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役職務を補助する使用人に、監査役指揮命令の下で職務を執行させるものとする。
- (2) 当社は、監査役職務を補助する使用人の人事に関する事項の決定について、監査役と事前に協議しなければならない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、「取締役会」、「グループ統制委員会」、その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。
- (2) 当社の代表取締役及び内部監査部門は、監査役と連携を保ち、定期的に情報交換を行う。
- (3) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役から重要な情報の報告を求められた場合、これに応じなければならない。
- (4) 当社は、監査役への報告に関し、当該報告者が、その報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、「取締役会」、「グループ統制委員会」、その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。
- (2) 当社は、監査役のために応じ、会議議事録等の重要文書を閲覧できる体制を整備する。
- (3) 当社は、監査役が職務を遂行するために要する費用について監査役に確認の上、予算を策定し、また、監査役が職務等を執行するにあたり生ずる費用の前払いまたは償還の体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当企業集団及びその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力とのかかわりはありません。

当社は、一般社団法人日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章実行の手引き(第6版)」(2010年9月)及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築しております。当企業集団における方針・基準等については、「日総グループ企業行動憲章」及び「日総グループ社員行動規範」において定めており、「日総みちるべ」としてリーフレットを作成し各人に配布し、主要な社内会議等の機会を捉えてその内容の周知徹底を図っております。これらの施策により、当企業集団の全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要かつ永遠のテーマであることを理解しております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてグループ統制委員会を設置し、反社会的勢力に関する業務を所轄する部署は総務部(取締役部長、部員5名)とし、実務上の規程・マニュアルとして「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」を整備しております。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設ける等、その徹底を図っております。

外部組織との連携に関しては、平成28年9月に公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターに加入し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。また、本社、各事業所・営業所とも不当要求防止責任者(本社:総務課長、各事業所・営業所:所長)を選任し所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制と併せて顧問弁護士とも相談できる体制が構築されております。

取引先等に対して行っている反社会的勢力チェックの方法は次のとおりであります。

1. 新規取引先に対するチェックの方法

「反社会的勢力対策規程」に基づいて、日経テレコンのデータベースを検索する記事検索、神奈川県暴力追放推進センター提供の情報検索及び取引契約書に反社会的勢力排除条項を設けた契約締結、もしくは反社会的勢力排除に伴う覚書を基本としています。

2. 既存取引先に対するチェックの方法

「反社会的勢力対策規程」に基づいて、年1回の頻度で日経テレコンのデータベースを検索する記事検索及び神奈川県暴力追放推進センター提供の情報検索を利用して再チェックしております。

3. 株主に対するチェックの方法

第三者割当増資等当社の意思を反映し得る場合は、事前に日経テレコンのデータベースを検索する記事検索及び神奈川県暴力追放推進センター提供の情報検索で調査しております。また、一定の範囲(保有株式1%以上)の株主を対象に調査し、注意を払ってまいります。

4. 役員に対するチェックの方法

従業員を取締役候補者及び監査役候補者とする場合は、日経テレコンのデータベースを検索する記事検索及び神奈川県暴力追放推進センター提供の情報検索を利用してチェックしております。また、就任時に「コンプライアンス遵守に関する誓約書」を締結し、反社会的勢力等と一切関わりがない旨の誓約書を徴求しております。特に社外からの招聘者については特段の注意を払ってチェックしております。

5. 従業員に対するチェックの方法

一般従業員の採用に当たっては、入社時に「コンプライアンス遵守に関する誓約書」または「誓約書」を締結し、反社会的勢力等と一切関わりがない旨の誓約書を徴求しております。これは中途採用者についても同様の取扱いとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

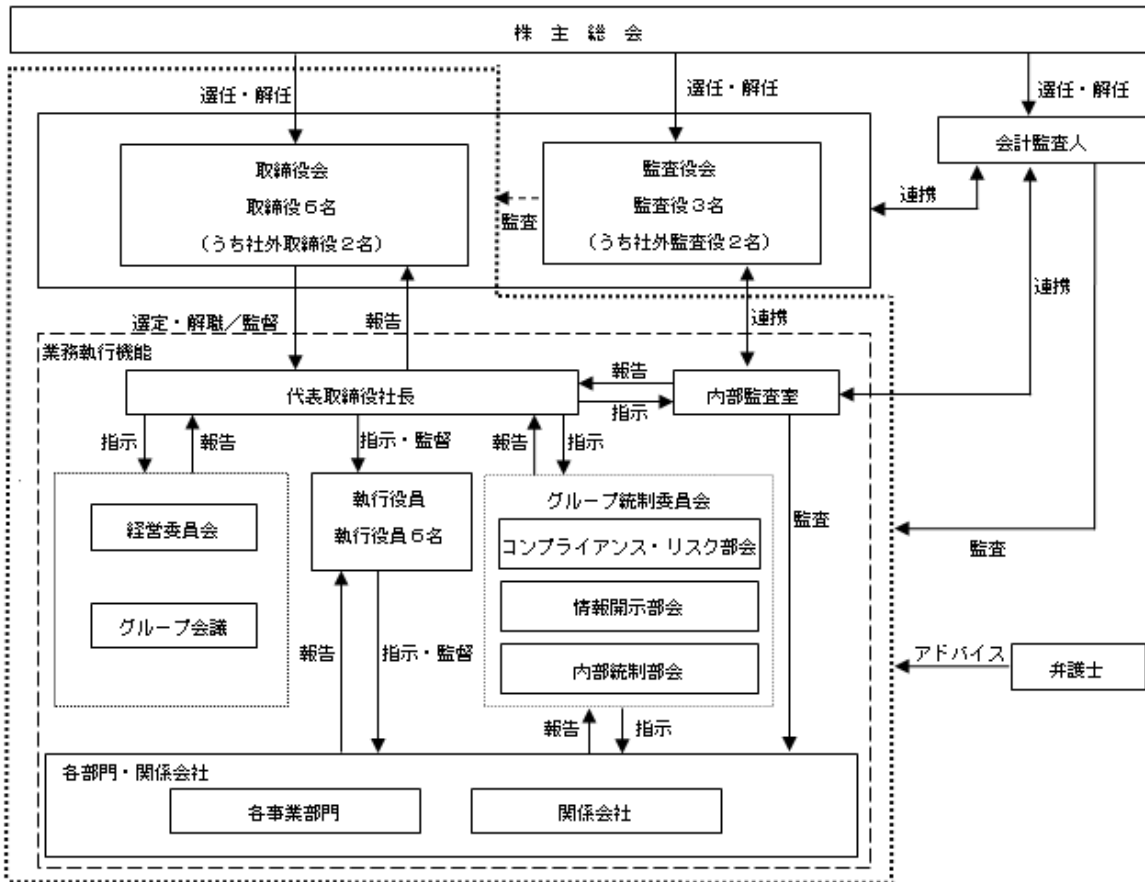
該当項目に関する補足説明

当社は、いわゆる買収防衛策は導入しておらず、その予定もありません。当社が、公開買付けに付された場合には、取締役会としての考えや対応策を株主に明確に説明してまいります。ただし、株主のいかなる権利行使も妨げることはいたしません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

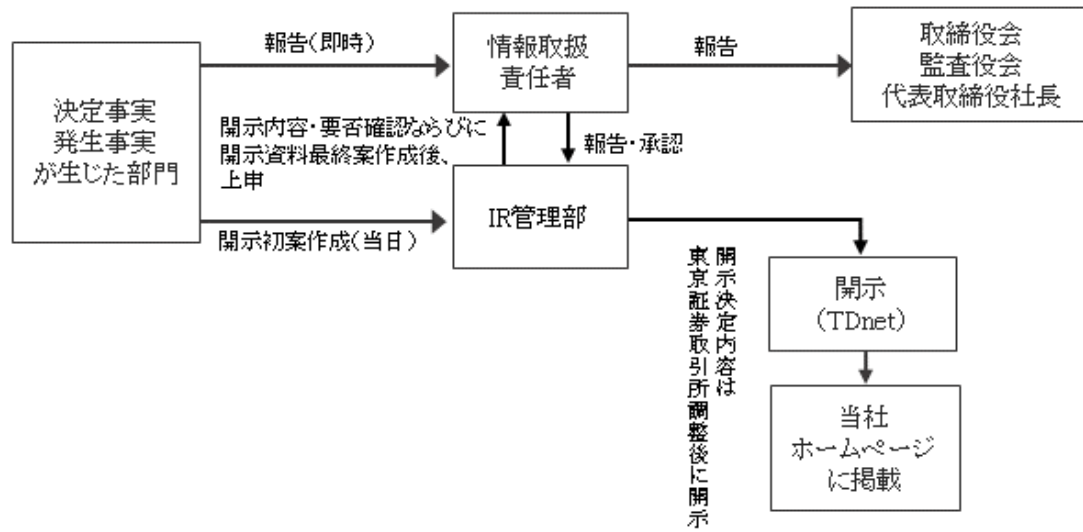
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示フローは、次のとおりです。

【様式図】

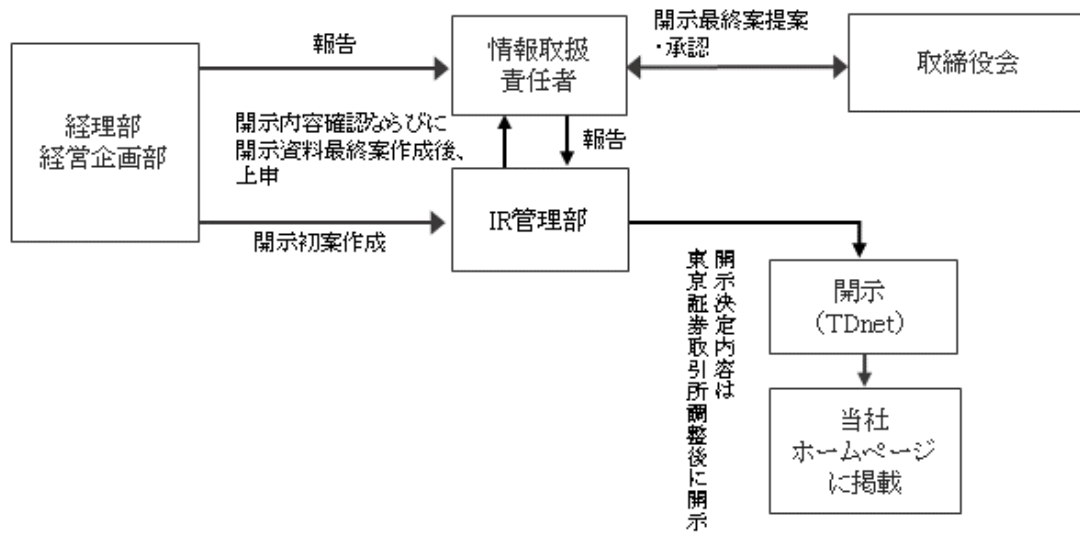


【適時開示体制の概要(様式図)】

○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



○決算に関する情報の適時開示業務フロー



以上